

第二次 江南市地球温暖化対策実行計画

平成 25 年 3 月

青い地球を次の世代につなぐまち

江南市

目 次

第1章 実行計画の概要	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の目的	3
第3節 実行計画の期間及び基準年度	3
第4節 実行計画の対象範囲	3
第5節 対象とする温室効果ガス	4
第2章 本市の温室効果ガス排出状況	5
第1節 温室効果ガス排出量の算定方法	5
第2節 温室効果ガス排出量	6
第3章 温室効果ガスの削減目標	10
第4章 温室効果ガス排出削減のための取り組み	11
第1節 取り組みの基本方針	11
第2節 具体的な取り組み	13
第5章 実行計画の運用	17
第1節 推進体制	17
第2節 作業内容	18
第3節 実行計画の点検・評価	19
第4節 実行計画の点検・評価結果の公表	19
第5節 職員に対する情報の提供	19
資料編	21

第1章 実行計画の概要

第1節 計画策定の背景

(1) 地球温暖化の現状とその影響

地球温暖化問題は、将来に継承しなければならない恵みや豊かな環境を脅かしており、人類の生存基盤に関わる重要な環境問題となっています。

地球温暖化とは、人の活動に伴って排出された二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスが原因となって、地球の温度が上昇することです。急激な気温の上昇に伴う地球環境への影響としては、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、気候変動に伴うマラリアなどの熱帯性感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活への影響などが懸念されています。

(2) 地球温暖化に対する国際的な取り組みと日本での取り組み

地球温暖化に対する国際的な対策として、平成4年(1992年)には、大気中の温室効果ガス濃度の安定化を目的とした「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、国際的な地球温暖化防止に対する取り組みの枠組みが形成されました。

平成9年(1997年)の気候変動枠組条約第3回条約締約国会議(COP3)では、先進国の温室効果ガス排出量の削減目標などを定めた「京都議定書」が採択されました。また、平成21年(2009年)の気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)では、産業革命からの気温上昇を2°C未満に抑える目標や先進国の途上国支援などが盛り込まれた「コペンハーゲン協定」に「留意する」という議決が採択されました。

日本は、京都議定書の第一約束期間(2008年～2012年)において、温室効果ガス排出量を平成2年(1990年)比で6%削減することを約束しました。京都議定書の約束達成に向けた取り組みとして、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、「法律」という。)に基づき、平成17年(2005年)に「京都議定書目標達成計画」を策定し、自主行動計画の推進・強化、工場・事業場におけるエネルギー管理の徹底、製造分野における省エネ型機器の普及、建築物の省エネ性能の向上など各種の取り組みを実施しています。

地球温暖化問題は、経済社会活動、国民生活全般に深く関わることから、国民、事業者、国、地方公共団体などの全ての主体が参加・連携して取り組むことが必要です。

法律の第20条の3では、地方公共団体の事務及び事業に関して、「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画」の策定を義務づけています。

(3) 江南市の取り組み

本市では、これらの国などの取り組みを踏まえ、温暖化を含む地球環境問題に対応するため、これまでに様々な取り組みを行ってきました。

平成12年1月には、公共施設の各職場において、環境に配慮した行動が日常業務で定着することを目的として、江南市役所環境保全の行動計画(江南エコアクションプラン)を策定しました。また、平成20年3月には、一事業者としての市の事務及び事業に関する「江南市地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出状況の把握、排出の抑制への取り組みを実行しています。

「江南市地球温暖化対策実行計画」については、前計画の計画期間が平成24年度で終了するため計画を改訂し、平成25年度からの5か年を計画期間とした第二次計画により、一事業者として継続した取り組みを行います。

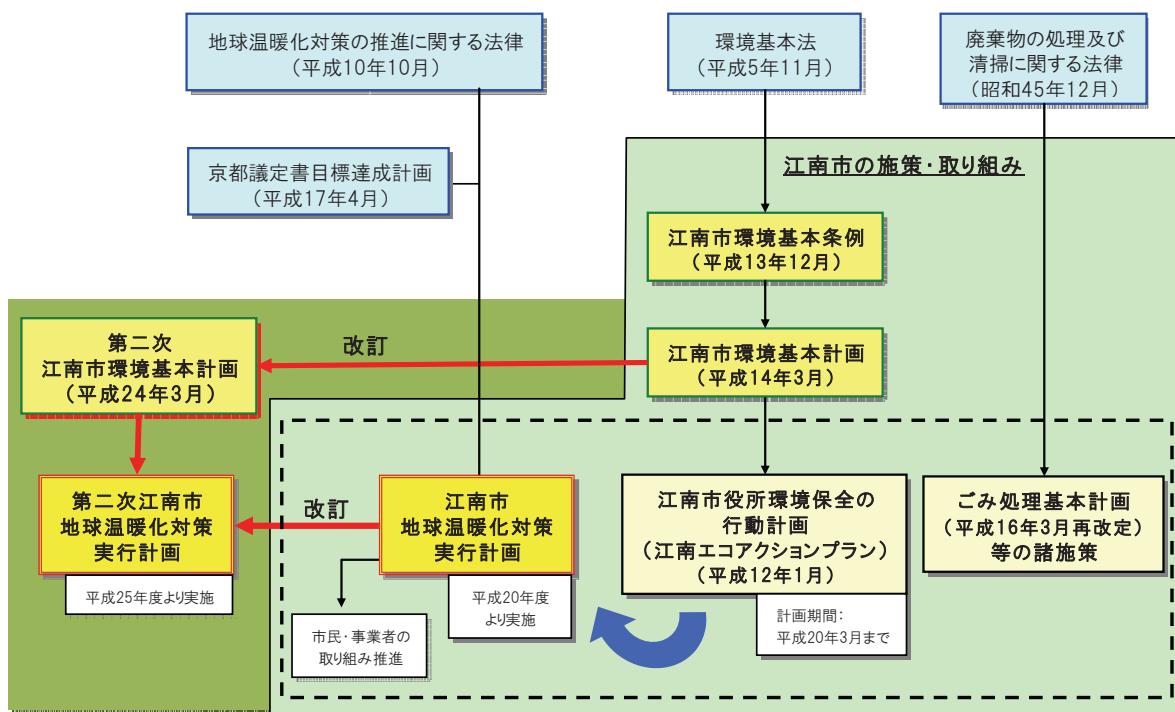


図 1-1 「第二次江南市地球温暖化対策実行計画」の位置づけ

第2節 計画の目的

本実行計画では、市役所を一つの事業所として捉え、本市の事務及び事業から排出される温室効果ガスの排出実態とその特性を把握するとともに、それに基づいた本市の現況に即した温室効果ガス排出量削減に対する取り組みについて、職員一人ひとりに周知徹底し、省エネルギー・省資源行動を遂行することにより、江南市職員が一丸となって環境負荷の少ない循環型社会の構築に貢献していくことを目的とします。また、職員自らが環境に配慮した行動を率先して実行することにより、全市的な取り組みの普及を図ります。

第3節 実行計画の期間及び基準年度

本実行計画は平成 23 年度を基準年度とし、平成 25 年度から平成 29 年度までの5か年を本実行計画の期間とします。

第4節 実行計画の対象範囲

本実行計画の対象範囲は、本市が行う全ての事務及び事業とします。対象施設は、本市が管理運営、または所有する施設とします(指定管理者制度に係る施設を含めます)。

本実行計画の対象とする組織・施設の範囲は表 1-1 のとおりです。

表 1-1 計画の対象とする組織・施設

施設分類	組織・施設の名称	主な排出源
本庁舎	本庁舎	電気、都市ガス、公用車(特殊用途車を含む)
事業施設	消防本部	電気、LPガス、ガソリン(公用車除く)、公用車(特殊用途車を含む)
	消防署東分署	電気、LPガス、ガソリン(公用車除く)、公用車(特殊用途車を含む)
	布袋南部土地区画整理事務所	電気、LPガス、公用車
	下般若配水場・後飛保配水場ほか	電気、公用車
	環境事業センター・最終処分場ほか	電気、LPガス、灯油、公用車(特殊用途車を含む)
	保健センター	電気、都市ガス、公用車
	高齢者生きがい活動センター	電気、LPガス、公用車
	小学校(10 校)	電気、都市ガス、LPガス、灯油、ガソリン(公用車除く)
教育・福祉施設	中学校(5校)	電気、都市ガス、LPガス、灯油、ガソリン(公用車除く)
	南部・北部給食センター(2施設)	電気、都市ガス、A重油、灯油、公用車
	保育園(18 園)	電気、都市ガス、LPガス、A重油、灯油
	わかくさ園	電気、LPガス、A重油、灯油
	在宅障害者デイ・サービス施設「あゆみ」	電気、都市ガス、公用車
	心身障害者小規模授産施設	電気、LPガス、公用車
	福祉センター	電気、都市ガス、公用車
	地域情報センター	電気、都市ガス
市民利用施設	布袋ふれあい会館	電気、LPガス
	すいとぴあ江南	電気、LPガス、公用車
	公園	電気、LPガス
	公民館(3施設)	電気、都市ガス、LPガス
	市民文化会館	電気、都市ガス
	図書館	電気、公用車
	市民体育会館・武道館・市民プール	電気、LPガス、A重油、灯油、ガソリン(公用車除く)、公用車
	学習等併用施設(5施設)	電気、都市ガス、LPガス
	児童館(3施設)、交通児童遊園、子育て支援センター	電気、都市ガス、LPガス、公用車

注)特殊用途車には車いす移動車、消防車両、塵芥収集車などを含みます。

第5節 対象とする温室効果ガス

本実行計画では、法律により指定されている6種類の温室効果ガスのうち、二酸化炭素(CO_2)、メタン(CH_4)、一酸化二窒素(N_2O)の3物質を対象とします。なお、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)及び六ふつ化硫黄(SF_6)については、全体の排出量が少ないと想定され、排出量の把握が一般的に困難であることから、削減対象からは除外しています。

法律により指定されている温室効果ガスの一覧と、それらのガスの発生要因となる活動を表1-2に示します。

表1-2 温室効果ガスの種類、特徴及び発生要因

温室効果ガスの種類	特　　徴	対　象 ^{注)}	発生要因となる活動
二酸化炭素(CO_2)	最も代表的な温室効果ガスで、化石燃料の燃焼、廃棄物の焼却等により発生する。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料(ガソリン、灯油、軽油、A重油、LPG等)の使用 ・ 電気の使用
メタン(CH_4)	可燃性で天然ガスの主成分。有機物が嫌気状態で腐敗、発酵するときに生じる。化石燃料の燃焼、下水処理、廃棄物の焼却等により発生する。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車の走行等
一酸化二窒素(N_2O)	亜酸化窒素とも呼ばれる常温常圧で無色の気体。土中の有機物や窒素肥料による分解、物の燃焼により発生する。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車の走行等
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒等に使用される。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車等のカーエアコン使用による自然漏えい、エアコン、冷蔵庫等の冷媒製品からの漏えい等
パーフルオロカーボン(PFC)	半導体等の製造時や電子部品の不活性液体等として使用される。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・ PFCが使用されている冷媒製品からの漏えい等
六ふつ化硫黄(SF_6)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体製造用等として使用される。	×	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変電設備の部品等に封入されているが、漏えい量の把握等は困難

注)○:対象とする ×:対象としない

第2章 本市の温室効果ガス排出状況

第1節 温室効果ガス排出量の算定方法

(1) 温室効果ガス排出量の算定方法

本実行計画における温室効果ガス排出量は、「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」(環境省地球環境局、平成23年10月)に準拠し、以下の方法により算定しています。

活動量の把握

温室効果ガスを排出する活動の区分に応じ、「活動量」を把握する。



活動の区分に応じた温室効果ガス排出量の算定

「活動量」に「排出係数」をかけ合わせ、「活動の区分に応じた温室効果ガス排出量」を求める。

二酸化炭素以外のガスについては「地球温暖化係数」をかけ合わせ、二酸化炭素基準に換算する。

【電気の使用による二酸化炭素換算温室効果ガス排出量の算定例】

二酸化炭素換算温室効果ガス排出量

$$= \underline{10,979,791 \text{ [kWh/年]}} \times \underline{0.550 \text{ [kg-CO}_2/\text{kWh]}} \times \underline{1}$$

(活動量: 平成23年度の電気使用量) (排出係数: 電気) (地球温暖化係数: CO₂)



温室効果ガス排出量

「活動の区分に応じた温室効果ガス排出量」を合計し、事務及び事業全体の排出量を求める。

(2) 排出係数・地球温暖化係数

本実行計画の温室効果ガス排出量の算定に用いる排出係数と地球温暖化係数を巻末資料に示します。排出係数とは、エネルギー消費量あたりの各温室効果ガス排出量であり、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(最終改正: 平成22年3月3日政令第20号)」第3条及び第4条に基づいたものです。なお、法律の改正により排出係数が変更された場合は、最新の数値を用います。

第2節 温室効果ガス排出量

(1) 活動区分別

平成 23 年度(基準年度)における本市の事務及び事業による温室効果ガス排出量は、表 2-1 のとおり 7,647,076kg-CO₂/年です。

表 2-1 活動区分別の温室効果ガス排出量(平成 23 年度)

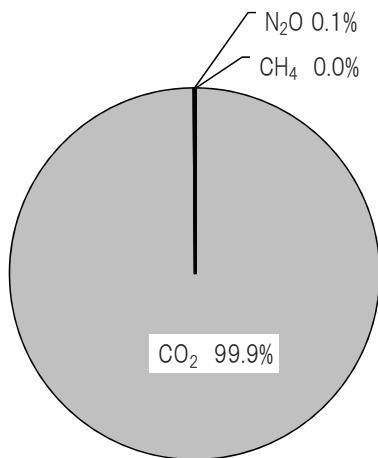
単位:kg-CO₂/年

活動区分	本庁舎	事業施設	教育・福祉施設	市民利用施設	江南市全体
電気の使用	395,833	2,060,369	1,952,534	1,685,048	6,093,784
燃料の使用	ガソリン	-	1,776	276	2,229
	灯油	-	466	45,549	46,328
	軽油	-	-	-	-
	A重油	-	-	524,281	32,516
	液化石油ガス(LPG)	-	22,513	93,970	389,345
	都市ガス	436	8,720	164,317	66,235
	ガス・ガソリン機関(定置式) における都市ガスの使用	3,020	901	-	3,921
公用車の利用	82,770	99,477	11,591	4,644	198,481
合 計	482,059	2,194,221	2,792,518	2,178,278	7,647,076

注) 公用車に用いる燃料(ガソリン、軽油、CNG)から発生する CO₂ 排出量は、公用車の利用に含む。

(2) 温室効果ガスの種類別

温室効果ガス排出量をガスの種類別にみると、二酸化炭素(CO₂)がほぼ 100%を占めています。なお、二酸化炭素(CO₂)以外のガスは、ガス・ガソリン機関(定置式)における都市ガスの使用量と公用車の走行による影響のみを集計しており、エアコンや冷蔵庫からの漏えいなどはないものとして算定しています。



ガスの種類	温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂ /年)	排出量に対する割合
CO ₂	7,637,923	99.9%
N ₂ O	5,586	0.1%
CH ₄	3,567	0.0%
合 計	7,647,076	100.0%

図 2-1 ガスの種類別の温室効果ガス排出量割合

(3) 排出要因別

温室効果ガス排出量を排出の要因別にみると、電気の使用による影響が最も大きく、全体の79.7%を占めています。次いで影響が大きいのは、A重油及び液化石油ガス(LPG)で、これらのエネルギーの消費による排出量は、全体の約14%を占めています。

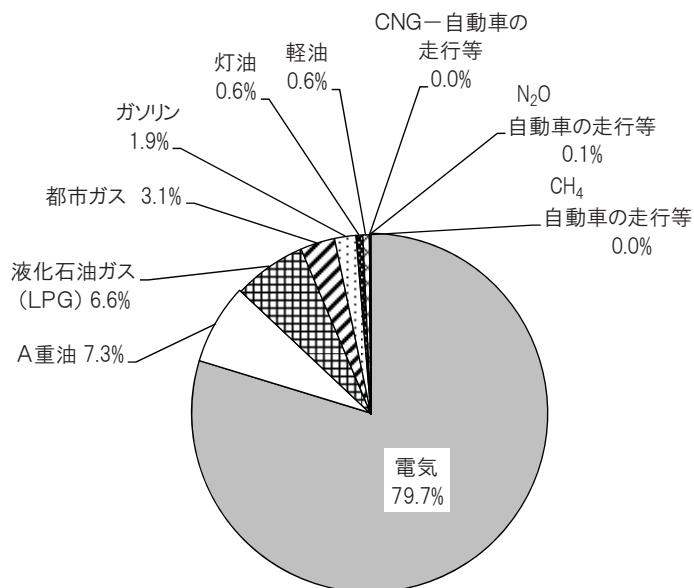


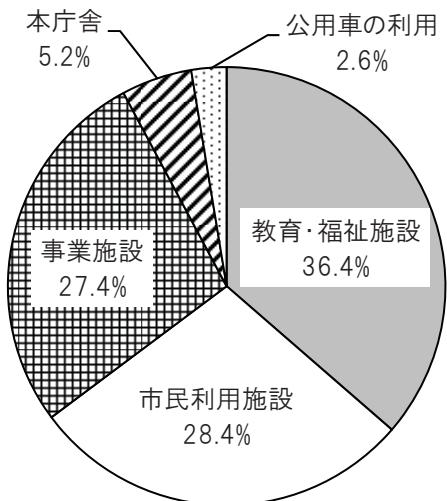
図 2-2 排出要因別の温室効果ガス排出量割合

(4) 施設分類別

温室効果ガス排出量を施設分類別にみると、「教育・福祉施設」が最も多く約36%を占めています。「市民利用施設」と「事業施設」は同程度で28.4%、27.4%となっています。これらの施設からの温室効果ガス排出量は、全体の約92%を占めています。

小・中学校などの学校施設は、1施設あたりの排出量は少ないものの、合計すると大きな負荷となっていることがわかります。

また、本庁舎と公用車の利用による排出量は少なく、それぞれ5.2%と2.6%にとどまっています。



施設分類	温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂ /年)	排出量に 対する割合
教育・福祉施設	2,780,927	36.4%
市民利用施設	2,173,634	28.4%
事業施設	2,094,744	27.4%
本 庁 舎	397,290	5.2%
公用車の利用	198,481	2.6%
合 計	7,647,076	100.0%

図 2-3 施設分類別の温室効果ガス排出量割合

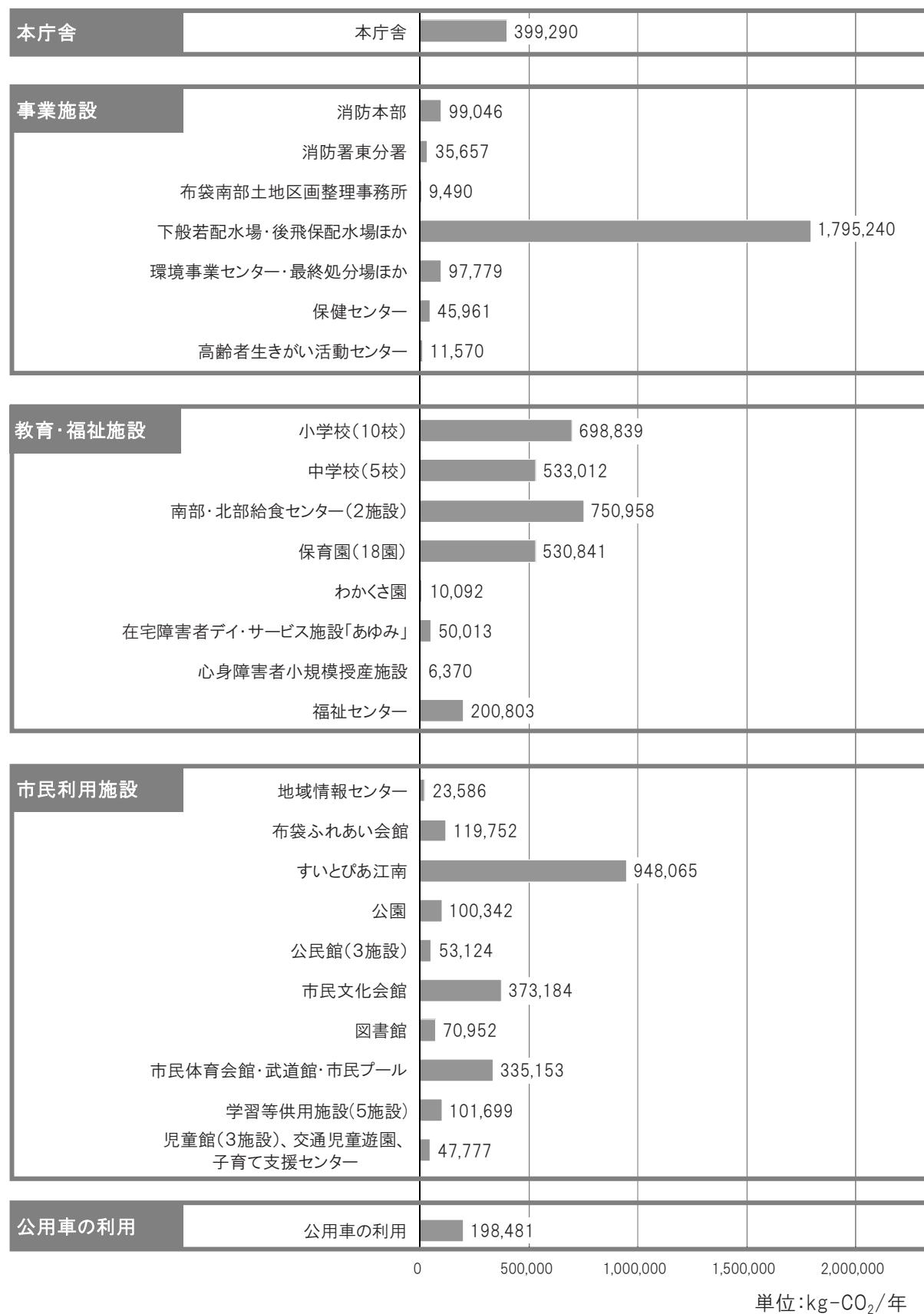


図 2-4 組織・施設ごとの温室効果ガス排出量(平成 23 年度)

(5) 前計画の基準年度(平成 18 年度)との比較

基準年度(平成 23 年度)と前計画の基準年度(平成 18 年度)の温室効果ガス排出量を活動区分別に比較すると、電気の使用による割合が 77.1%から 79.7%へ増加の一方、燃料の使用による割合は 20.5%から 17.7%へ減少しています。また、電気と燃料の使用を合わせた割合は 97.6%から 97.4%とほとんど変わっておらず、依然としてこの2項目が温室効果ガス排出量の大きな割合を占めていることが分かります。

温室効果ガス排出量の変化を比較すると、燃料の使用による排出量は 17.5%(286,883kg-CO₂/年)の減少と大幅に削減されているのに対し、電気の使用による排出量は 1.4%(86,026kg-CO₂/年)の減少と小幅にとどまっていることが分かります。

表 2-6 活動区分別の温室効果ガス排出量(平成 18 年度との比較)

活動区分	平成 18 年度 (前計画基準年度)		平成 23 年度 (第二次計画基準年度)		排出量比 (平成 23 年度 /平成 18 年度) (%)
	温室効果ガス 排出量 (kg-CO ₂ /年)	構成比 (%)	温室効果ガス 排出量 (kg-CO ₂ /年)	構成比 (%)	
電気の使用	6,179,810	77.1	6,093,784	79.7	98.6
燃料の使用	ガソリン	-	2,229	0.0	-
	灯油	71,857	0.9	46,328	0.6
	軽油	393	0.0	-	-
	A重油	551,681	6.9	556,796	7.3
	ボイラーにおけるB重油の使用	3	0.0	-	-
	液化石油ガス(LPG)	742,485	9.3	505,828	6.6
	都市ガス	275,271	3.4	239,708	3.1
	ガス・ガソリン機関(定置式) における都市ガスの使用	3	0.0	3,921	0.1
燃料の使用的合計	1,641,693	20.5	1,354,810	17.7	82.5
公用車の利用	191,928	2.4	198,481	2.6	103.4
合 計	8,013,431	100.0	7,647,076	100.0	95.4

第3章 温室効果ガスの削減目標

本市では、前計画の取り組みにより、平成 23 年度は平成 18 年度比 4.6% の温室効果ガス排出量を削減していますが、平成 24 年度までに温室効果ガス排出量を約 7% 削減するという前計画の目標には達していません。平成 22 年度に改正・施行された「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(以下、「改正省エネ法」という。)ではエネルギー効率を年 1% 以上改善する努力目標が課せられていますが、既に、職員一人ひとりの省エネルギーに対する意識は高く、積極的に日常的な取り組みが行われているため、排出量の大幅な削減は容易ではありません。

しかしながら、本実行計画では、さらなる地球温暖化対策の取り組みを実行し、基準年度の平成 23 年度から目標年度である平成 29 年度までに、温室効果ガス排出量を改正省エネ法が努力目標として求めている毎年 1% ずつを削減し、平成 23 年度比 6% の 459t-CO₂/年の削減を目標とします。なお、この目標は前計画の基準年度の平成 18 年度比では約 10%、825t-CO₂/年の削減となります。

目標：平成 29 年度における温室効果ガス排出量を

平成 23 年度比で **6% 削減** します。

平成 23 年度（基準年度）
7,647 t-CO₂/年

459t-CO₂/年
削減

平成 29 年度（目標年度）
7,188 t-CO₂/年

【これまでの削減量の経緯】

年 度	排出量(t-CO ₂ /年)	削減量(t-CO ₂ /年) (平成 18 年度比)	削 減 率 (平成 18 年度比)
平成 18 年度 (前計画 基準年度)	8,013	-	-
平成 20 年度	7,694	319	4.0%
平成 21 年度	7,540	473	5.9%
平成 22 年度	7,793	220	2.7%
平成 23 年度 (第二次計画 基準年度)	7,647	366	4.6%
平成 29 年度 (第二次計画 目標年度)	7,188	825	10.3%

第4章 温室効果ガス排出削減のための取り組み

第1節 取り組みの基本方針

第2章で示した平成23年度(基準年度)の温室効果ガス排出量の構成比などからも明らかのように、本市の事務及び事業による主な温室効果ガスの排出源は「電気の使用」や「燃料の使用」です。特に、前計画において温室効果ガス排出量の削減幅が小さかった「電気の使用」の抑制を中心とした取り組みが温室効果ガス排出量の削減に対し非常に有効であると考えられます。

また、温室効果ガス排出量の削減目標達成のためには、職員一人ひとりが日常の業務において実施可能な温室効果ガス削減の取り組みに対し、意欲的に実践していく必要があります。

本実行計画では、こうした電気の使用の抑制や、職員が日常の業務において留意して実践していくことが可能な項目を中心に整理し、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいくものとします。

以下に、本市の温室効果ガス排出量の削減に対する重点的な取り組みとして実施する、3つのポイントを示します。

ポイント1 公共施設の緑のカーテンの充実

緑のカーテンは太陽の直射日光を遮ることにより室内の温度上昇を抑え、また葉から水分が蒸発する際に熱を奪うため周囲の気温が下がります。市役所本庁舎でも夏期に毎日、気温を測定し、緑のカーテンにより平均で2℃から3℃の効果があることが分かりました。そこで公共施設の緑のカーテンをさらに充実し、施設内の温度上昇を防ぎます。



本庁舎の緑のカーテンと屋上緑化

ポイント2　冷暖房の温度及び運転時間の管理の徹底

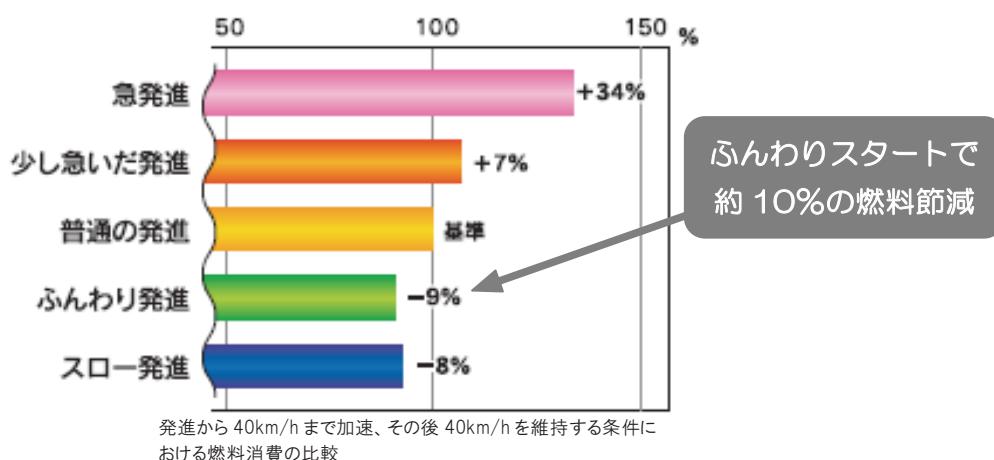
江南エコアクションプラン及び前計画において、施設内温度を冷房時に28°C、暖房時は17°Cに温度設定することになっています。この取り組みによる温室効果ガス排出量の削減率は高いことから、本実行計画でもこの取り組みを重点的に継続するとともに、運転期間や時間の短縮を図ります。



過剰な室内温度設定条件の変更による省エネのイメージ図
(参考資料:省エネチューニングガイドブック(財)省エネルギーセンター)

ポイント3 エコドライブの実践

公用車の利用は、可能な場合は自粛することが重要ですが、公用車を利用する際には、正しいエコドライブを実施する必要があります。エコドライブは、温室効果ガスの削減効果が大きいのみでなく、車両の挙動が安定することから、安全運転が促進される効果もあります。



加速のしかたと燃料消費量の割合比較
(参考資料:ふんわりアクセルeスタート (財)省エネルギーセンター)

第2節 具体的な取り組み

温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けて、事務及び事業を実施するにあたり、率先して取り組むべき事項及び具体的内容については、次のとおりとします。

(1) 電気使用量の削減

◆ 冷暖房機器、空調設備

冷房時は 28℃、暖房時は 17℃に温度設定する。

冷暖房は業務開始時刻の直前からとし、夏期の軽装勤務(クールビズ)、冬期の重ね着(ウォームビズ)の励行により、期間・時間を短縮する。

会議室等未使用時には電源オフにする。

冷房時には効率を上げるため緑のカーテンやブラインド等で遮光し、暖房時には自然光を積極的に取り入れるとともに、冷暖房時の窓や出入口等の開放を抑制する。

灯油や都市ガスを用いる暖房器具は、こまめに運転を停止し、換気を行う。

空調設備の更新、導入にあたっては、エネルギー効率の高い空調設備を導入する。

◆ 照明機器

執務室の照明は、業務開始時刻の直前に点灯する。

窓口業務以外は、市民サービスの低下にならない範囲で「昼休み消灯」を実施する。

晴天時など照度が十分に得られる場合には、トイレ、廊下、階段は原則消灯とする。

窓ガラス上部への遮光・防眩シートの貼付などにより、自然光を効率的に取り入れ、窓側の照明を消灯するなど工夫を行う。

退庁時には身の回りの照明を消灯する。やむを得ず残業する場合には、必要な照明以外は消灯する。

6月 21 日夏至の日のブラックイルミネーション、7月7日七夕の日のクールアース・デー、その他環境省が唱える一斉消灯に協力する。

特に夏期については市民サービスの低下にならない範囲で減灯する。

消費電力の少ないLED照明等の高効率照明を採用する。

◆ OA機器

使用時以外及び退庁時は電源オフにする。

やむを得ない業務を除き、昼休みはパソコン、プリンターの電源をオフにする。また、会議、外出など長時間の離席時にも電源をオフにする。

時間外勤務時間には、使用するコピー機を限定する。

休日前にはコンセントを抜き、待機電力の消費を抑える。

OA機器等の電気器具は、省エネ型の機器を購入する。

◆ その他

原則としてエレベーターは利用しないで、階段を利用する。

事務の効率化に努めて時間外勤務時間を削減し、毎週水曜日の「ノー残業デー」を厳守する。なお、毎月第2水曜日、11日、22日、及び7月・8月の毎週水曜日は「完全ノー残業デー」とする。

自動ドアと一般ドアが併設されている玄関においては、一般ドアを利用する。

その他、電気使用量の推移を見ながら、各部署で独自の改善策を検討し、実施する。

公共施設へ太陽光発電システムを設置する。

(2) 燃料使用量の削減

◆公用車等の適正な使用

公用車の使用は、必要最小限となるよう、乗り合わせ利用をする。

出張等は公共交通機関の利用頻度を増やし、近距離の業務は自転車を利用する。

無理のないエコドライブを徹底し、燃費を向上させる。

公用車は低公害車や低燃費型車両を購入する。

使用形態を十分に考慮し、排気量を見直す(軽自動車への変更も含めた小排気量化)。

集中管理による効率的な利用を検討し、適正な公用車台数とする。

空気圧の調整など車両点検を励行する。

毎月1日、15日のノーカーデーには、自家用自動車等の利用を自粛する。

◆空調機器の運転時間、適正温度の遵守

(電気使用量の削減と同様)

◆各種機器及び施設の適正な使用

湯沸器、ボイラー、ガスコンロ、作業機械等を無駄のないように適正に使用する。

(3) 用紙類の使用量の削減

◆用紙類の削減

ページ数、部数、内容を精査し、余分な資料を作らない。

ミスコピーを削減し、発生した場合には裏紙を再利用する。

会議資料を簡素化、縮小化、共同使用化する。

両面印刷、両面コピーを徹底し、裏面コピーや縮小機能を活用する。

グループウェアのメール、回覧・掲示板等の機能を活用する。

	ファイル等を再利用する。
	パンフレットなどは、適正な枚数を印刷する。
◆事務手続きの簡素化	
	庁内回答文の表紙を廃止する。
	案内・通知文書等簡易な文書は、はがきを使用する。
	使用済み封筒を再利用する。

(4) 水道使用量の削減

	◆日常的な節水
	こまめに水道栓を閉める。
	緑のカーテンへの散水等に、雨水を利用する。
	蛇口には、節水コマの取り付けなど節水機能を備える。
	トイレへの擬音発生装置を適切に配置する。
	雨水を利用できるように雨水利用設備を導入する。

(5) 廃棄物排出量の削減

	◆ごみの排出抑制
	ごみ減量「57運動」を推進し、ごみの排出量を抑制する。
◆ごみの分別と資源化の徹底	
	分別の徹底により、紙資源等をリサイクルする。
	不要となった文書・書類はシュレッダーを活用し、リサイクルする。

(6) 緑化の推進

	◆公共施設の緑化
	全ての公共施設において、緑のカーテンに取り組む。
	草花や樹木を植栽し、公共施設を緑化する。

(7) 環境にやさしい取り組み

◆事務用品

エコマーク、グリーンマーク商品を優先的に購入する。

古紙パルプ配合率の高いコピー用紙、印刷用紙、OA用紙、ノート、封筒、バインダー等を使用する。

表面塗工や樹脂コーティングされていない商品を使用する。

廃ペットボトル等の再生プラスチックを原料とする製品(作業服等)を購入する。

プラスチックファイル、ボールペン等は、再生製品を購入する。

ボールペン芯等、詰め替え使用が可能な製品を購入する。

◆衛生用品

古紙パルプ配合率が高く、芯のないトイレットペーパーを使用する。

液体せっけん等、詰め替え使用が可能な製品を購入する。

第5章 実行計画の運用

第1節 推進体制

本実行計画の着実な推進を図るため、本市の推進体制を示します。

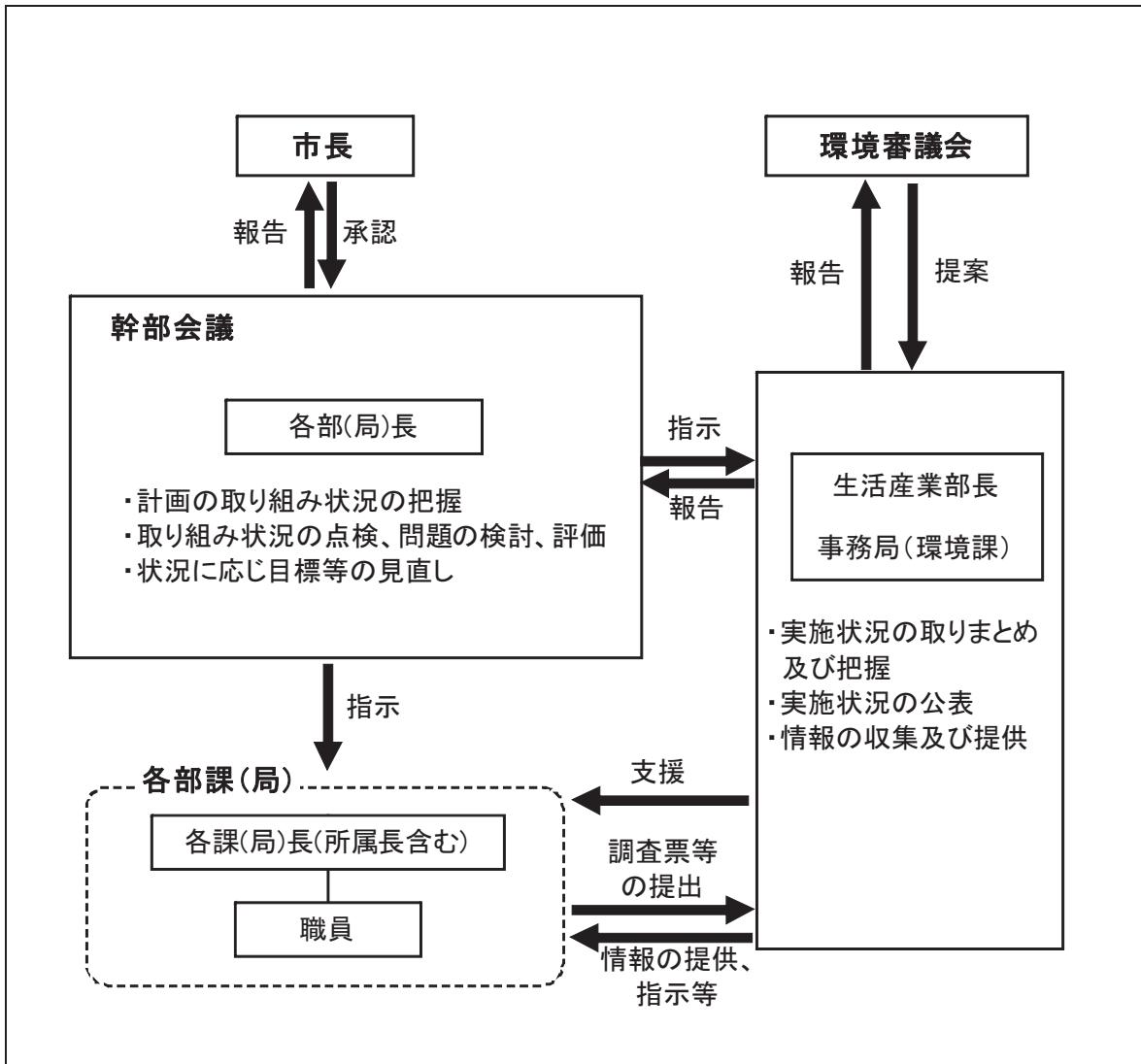


図 5-1 江南市庁内体制概略図

職員は、実行計画に掲げる取り組みをどの程度実行できたか定期的に自己評価を行い、評価結果を課長等へ報告します。課長等は、実行計画を効果的に推進するため、各職員の評価結果から課における課題や対応策を検討したうえで、さらなる取り組みの実行を各職員へ指示します。

幹部会議は、各部課(局)における取り組み状況の評価や、目標達成に向けた取り組みの見直しなど、実行計画に係わる重要案件について審議を行い、全庁的な取り組みを指示します。

事務局(環境課)は、実行計画の進行管理を行います。各部課(局)の取り組み状況や温室効果ガス排出量を把握し、また、環境審議会の意見などを踏まえながら、目標達成に向けて各部課(局)の支援を行います。

第2節 作業内容

地球温暖化対策のためには、本計画に基づく取り組みを着実に進めていくことに加え、その進捗状況や取り組みの効果(目標の達成状況等)を点検・評価し、次のステップに反映させていくことが重要です。

そこで、本計画では、PDCA サイクルによる進行管理を導入することにより、計画の実効性を高めていきます。特に、«CHECK(点検・評価)»においては、本実行計画で設定した目標の達成状況、及び職員による取り組みの実施状況を定期的に確認していきます。

作業のフローは以下のとおりです。

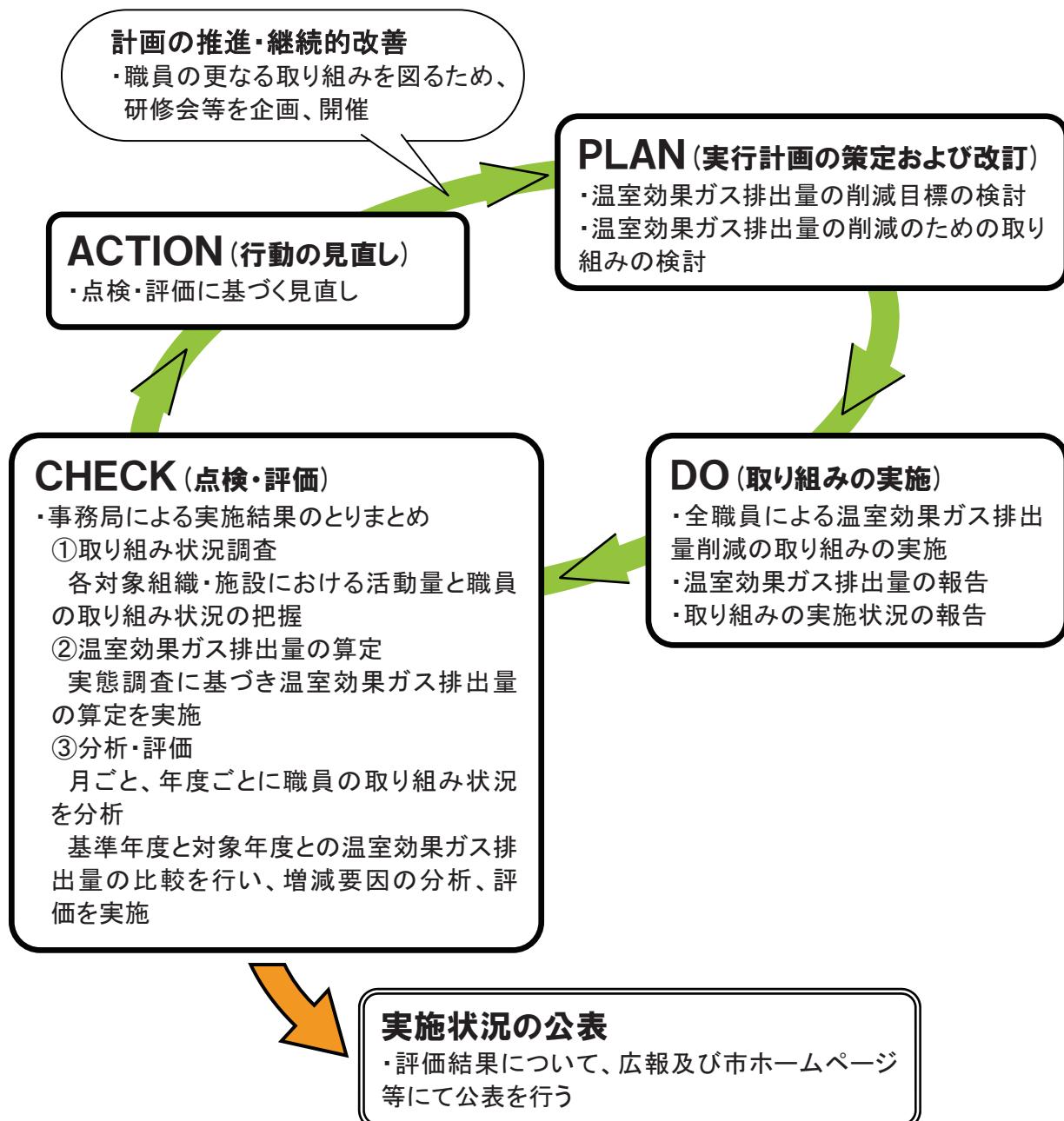


図 5-2 実行計画のPDCAサイクルイメージ

第3節 実行計画の点検・評価

実行計画期間中は、月ごと・年度ごとに各対象組織・施設の温室効果ガス排出状況、及び取り組みの実施状況の把握・点検を行います。特に、取り組みの実施状況については、取り組みチェックシートを用い各職員の実施状況の現状把握を行います。また、温室効果ガス削減目標の達成状況の確認及び問題点の検討を行い、これらのデータから次月・次年度に、より効果的な取り組みを図るための評価・見直しを行います。

第4節 実行計画の点検・評価結果の公表

実行計画の進捗状況及び点検結果などについては、さらなる取り組みの推進のため職員に周知するとともに、法律に基づき広報、ホームページなどで公表します。

第5節 職員に対する情報の提供

実行計画に掲げる取り組みを実施していくためには、職員一人ひとりが地球温暖化の現状や実行計画の内容を理解する必要があります。職員の地球温暖化対策を含めた環境保全に対する意識の向上を図り、実行計画への積極的な参加を促進するため、対応が容易な省エネルギー対策や費用対効果の高い高効率設備機器など、地球温暖化対策に関する情報を提供します。

資料編

資料1. 本市の緑のカーテンの取り組み	22
資料2. 温室効果ガスの排出状況	24
資料3. 排出係数・地球温暖化係数一覧	26
資料4. 用語集	28

資料1. 本市の緑のカーテンの取り組み

緑のカーテンは、アサガオなどのつる性植物を窓の外にはわせることで、夏の日差しを和らげ、室温の上昇を抑える自然のカーテンで、冷房の使用を控えることができるため、電気の使用的抑制につながり、地球温暖化防止に大きな効果があります。

本編の第4章で示した「公共施設における緑のカーテンの充実」については、前計画から重点的な取り組みとして位置づけ、平成20年度から継続して取り組んでいるものであり、平成23年度は本庁舎をはじめとする44の公共施設で取り組んでいます。

愛知県が実施する「あいち緑のカーテンコンテスト」において、平成21年度には宮田保育園が一般部門の最優秀事例として表彰され、平成22年度には本庁舎が一般部門の優秀事例として、宮田保育園が幼稚園・保育園部門の優秀事例として表彰されています。

【本庁舎】



【宮田保育園】



【古知野北保育園】



【市民体育会館】



【環境事業センター】



資料2. 温室効果ガスの排出状況

(1)施設分類別の推移

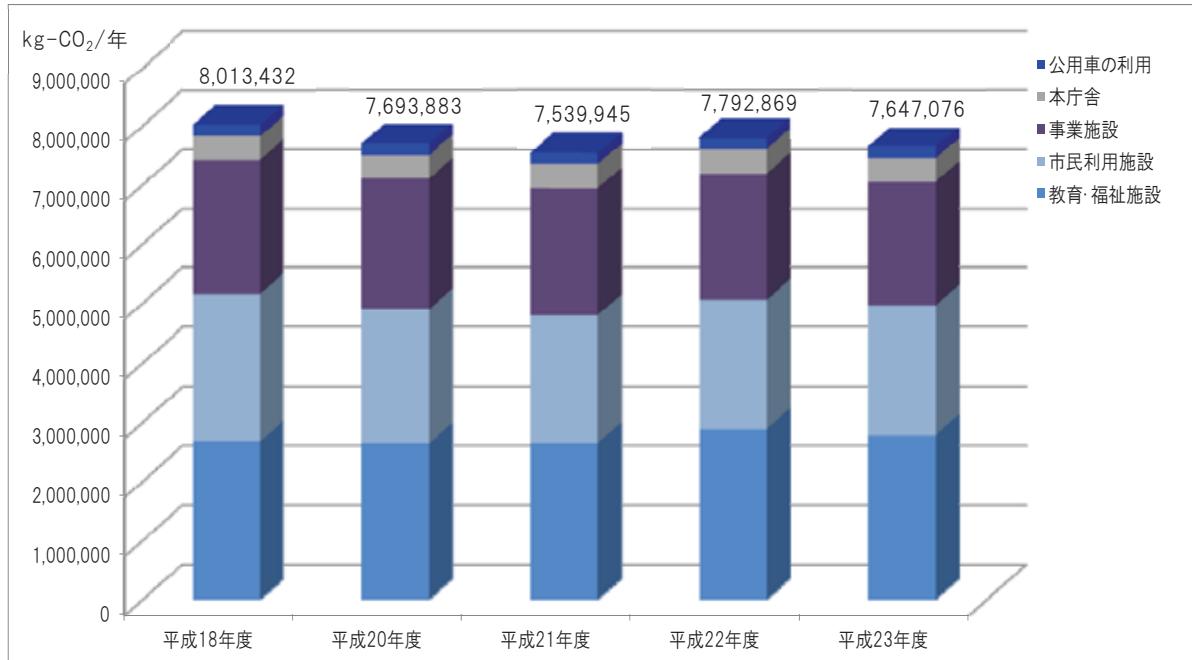
本市の事務及び事業による年度ごとの温室効果ガス排出量の推移を、施設分類別に示します。事業施設における温室効果ガス排出量は順調に削減されており、合計の排出量では、基準年度(平成23年度)は7,647,076kg-CO₂/年となっており、前計画の基準年度(平成18年度)から366,356kg-CO₂/年の削減となっています。

単位:kg-CO₂/年

施設分類	平成18年度 (前計画基準年度)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (基準年度)
本庁舎	397,455	399,982 (2,527)	416,676 (19,221)	416,330 (18,875)	399,290 (1,835)
事業施設	2,270,900	2,211,032 (△59,868)	2,144,977 (△125,923)	2,139,105 (△131,795)	2,094,744 (△176,156)
教育・福祉施設	2,677,630	2,641,691 (△35,939)	2,651,844 (△25,786)	2,886,229 (208,599)	2,780,927 (103,297)
市民利用施設	2,475,519	2,251,084 (△224,435)	2,143,587 (△331,932)	2,166,385 (△309,134)	2,173,634 (△301,885)
公用車の利用	191,928	190,094 (△1,834)	182,862 (△9,066)	184,820 (△7,108)	198,481 (6,553)
合 計	8,013,432	7,693,883 (△319,549)	7,539,945 (△473,487)	7,792,869 (△220,563)	7,647,076 (△366,356)

※()内の数値は、前計画の基準年度(平成18年度)との差

【施設分類別の温室効果ガス排出量】



(2)基準年度の各組織・施設における活動区分別の温室効果ガス排出量

基準年度(平成23年度)の各組織・施設の温室効果ガス排出量を、活動区分別に示します。電気の使用による排出量は、下般若配水場・後飛保配水場ほか、小中学校、すいとぴあ江南で多く、燃料による排出量は、南部・北部給食センター、すいとぴあ江南で多くなっています。公用車の利用による排出量は、本庁舎、消防本部で多くなっています。

単位:kg-CO₂/年

施設分類	組織・施設名	電気の使用	燃料の使用	公用車の利用	合計
本庁舎	本庁舎	395,833	3,457	82,770	482,059
事業施設	消防本部	88,136	10,911	55,375	154,421
	消防署東分署	15,827	19,829	11,762	47,419
	布袋南部土地区画整理事務所	9,452	39	949	10,439
	下般若配水場・後飛保配水場ほか	1,795,240	-	12,177	1,807,417
	環境事業センター・最終処分場ほか	94,563	3,216	4,809	102,588
	保健センター	45,628	334	2,938	48,899
	高齢者生きがい活動センター	11,523	46	11,467	23,037
教育・福祉施設	小学校(10校)	660,900	37,939	-	698,839
	中学校(5校)	513,795	19,218	-	533,012
	南部・北部給食センター(2施設)	247,423	503,535	1,397	752,355
	保育園(18園)	369,963	160,878	-	530,841
	わかくさ園	6,271	3,821	-	10,092
	在宅障害者デイ・サービス「あゆみ」	47,507	2,506	3,943	53,956
	心身障害者小規模授産施設	6,318	52	832	7,201
	福祉センター	100,358	100,445	5,419	206,222
市民利用施設	地域情報センター	23,570	16	-	23,586
	布袋ふれあい会館	63,690	56,062	-	119,752
	すいとぴあ江南	622,326	325,739	1,427	949,492
	公園	100,309	33	-	100,342
	公民館(3施設)	52,272	852	-	53,124
	市民文化会館	307,619	65,566	-	373,184
	図書館	70,952	-	1,164	72,117
	市民体育会館・武道館・市民プール	295,693	39,459	833	335,985
	学習等供用施設(5施設)	101,300	399	-	101,699
	児童館(3施設)、交通児童遊園、子育て支援センター	47,317	460	1,221	48,997

資料3. 排出係数・地球温暖化係数一覧

本実行計画における温室効果ガス排出量の算出に用いる排出係数、及び地球温暖化係数を以下に示します。ここに示す数値は「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(最終改正:平成22年3月3日政令第20号)」に基づくもので、本市の事務及び事業から排出される温室効果ガスに関するものを抜粋したものです。施行令に基づく排出係数は必要に応じて見直しが行われますが、今後見直しがあった場合は、その都度見直し後の数値を用いることとします。

(1)電気の使用に伴う排出係数

項目	単位	数値
電気(中部電力(株) ^{※1})	kg-CO ₂ /kWh	0.518
電気(代替値 ^{※2})	kg-CO ₂ /kWh	0.550

※1 「環境省報道発表資料(平成24年11月6日)平成23年度の電気事業者ごとの実排出係数・調整後排出係数等の公表について(お知らせ)」による実排出係数

※2 「環境省報道発表資料(平成24年11月6日)平成23年度の電気事業者ごとの実排出係数・調整後排出係数等の公表について(お知らせ)」による、国が公表する電気事業者ごとの実排出係数及びそれ以外の者から供給された電気の場合に実測等に基づく適切な排出係数を用いて算定が困難な場合に用いる値

(2)燃料の燃焼に伴う排出係数

項目	単位	数値
ガソリン	kg-CO ₂ /L	2.322
灯油	kg-CO ₂ /L	2.489
軽油	kg-CO ₂ /L	2.585
A重油	kg-CO ₂ /L	2.710
液化石油ガス(LPG)	kg-CO ₂ /kg	2.999
天然ガス(CNG)	kg-CO ₂ /m ³	2.217
都市ガス(東邦ガス(株) ^{※1})	kg-CO ₂ /m ³	2.36
都市ガス ^{※2}	kg-CO ₂ /m ³	2.234

※1 東邦ガス(株)より供給される都市ガスの排出係数(東邦ガス(株)公表値)

※2 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に定められた標準状態(0°C, 1気圧)の体積(m³)当たりの値

(3)ガス機関又はガソリン機関における燃料の使用に伴う排出係数

項目	単位	数値	単位	数値
都市ガス(東邦ガス(株) ^{※1})	kg-CH ₄ /m ³	0.00249	kg-N ₂ O/m ³	0.0000285
都市ガス ^{※2}	kg-CH ₄ /m ³	0.00242	kg-N ₂ O/m ³	0.0000278

※1 東邦ガス(株)より供給される都市ガスの単位発熱量(東邦ガス(株)公表値)を用いた数値

※2 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に定められた標準状態(0°C, 1気圧)の体積(m³)当たりの値

(4)自動車の走行に伴う排出係数

燃料の種類	用 途	単 位	数 値	単 位	数 値
ガソリン・LPG	普通乗用車 小型乗用車	kg-CH ₄ /km	0.000010	kg-N ₂ O/km	0.000029
ガ ソ リ ン	バス	kg-CH ₄ /km	0.000035	kg-N ₂ O/km	0.000041
	軽乗用車	kg-CH ₄ /km	0.000010	kg-N ₂ O/km	0.000022
	普通貨物車	kg-CH ₄ /km	0.000035	kg-N ₂ O/km	0.000039
	小型貨物車	kg-CH ₄ /km	0.000015	kg-N ₂ O/km	0.000026
	軽貨物車	kg-CH ₄ /km	0.000011	kg-N ₂ O/km	0.000022
	特種用途車	kg-CH ₄ /km	0.000035	kg-N ₂ O/km	0.000035
軽 油	普通乗用車 小型乗用車	kg-CH ₄ /km	0.000002	kg-N ₂ O/km	0.000007
	バス	kg-CH ₄ /km	0.000017	kg-N ₂ O/km	0.000025
	普通貨物車	kg-CH ₄ /km	0.000015	kg-N ₂ O/km	0.000014
	小型貨物車	kg-CH ₄ /km	0.0000076	kg-N ₂ O/km	0.000009
	特種用途車	kg-CH ₄ /km	0.000013	kg-N ₂ O/km	0.000025
天然ガス(CNG)	小型乗用車 軽乗用車	kg-CH ₄ /km	0.0000084	kg-N ₂ O/km	0.0000002
	普通貨物車	kg-CH ₄ /km	0.000366	kg-N ₂ O/km	0.0000128
	特種用途車	kg-CH ₄ /km	0.000414	kg-N ₂ O/km	0.0000145
	バス	kg-CH ₄ /km	0.001098	kg-N ₂ O/km	0.0000384

(5)地球温暖化係数

温室効果ガスの種類	数 値
二酸化炭素(CO ₂)	1
メタン(CH ₄)	21
一酸化二窒素(N ₂ O)	310

資料4. 用語集

あ行

ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を20°Cにした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称のこと。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例。

雨水利用設備

水資源を節約し環境への配慮を行うために雨水を有効利用する設備で、雨水をタンクに溜めて、溜まった雨水を庭への散水などに利用する。また、雨水の流出量が増大することを抑制できるため、都市型の降雨水害の防止にも有効である。

エコドライブ

環境に配慮した自動車の使用のことで、具体的には、やさしい発進を心がけたり、無駄なアイドリングを止めるなどをして燃料の節約に努め、地球温暖化に大きな影響を与える温室効果ガス排出量を減らす運転のこと。

エコマーク

「私たちの手で地球を守ろう」という気持ちを表した環境保全に役立つと認められる商品につけられるシンボルマークのこと。(財)日本環境協会が認定を行っている。

エネルギーの使用の合理化に関する法律

内外におけるエネルギーをめぐる経済的・社会的・環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具についてエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律。通称「省エネ法」と呼ばれる。平成20年の法改正(平成22年4月より施行)において、工場・事業所単位でのエネルギー管理を事務付け、業務部門における省エネルギー対策を強化した。

温室効果ガス

太陽から受ける日射エネルギーは、地表面に吸収されて地表を暖め、暖められた地表からは大気中に熱エネルギー(赤外線)が放出される。その赤外線が、大気中に存在する特定の微量気体にいったん吸収されることにより、大気の温度が上昇する。このような作用をする大気中の微量気体を総称して温室効果ガスと呼ぶもので、地球温暖化対策の推進に関する法律において、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして指定されている。

か行

環境基本法

公害対策基本法にかわって、平成5年(1993年)11月に新たに制定された環境に関する最上位法のこと。今日の環境問題に適切に対処していくためには、社会経済活動やライフスタイルを見直し、多様な手法を活用することが必要である。環境基本法は、こうした観点から環境施策を進めるための新たな枠組みとなるものである。また、国の環境基本計画を策定することが定められている。この法律に基づき、地方自治体で環境基本条例が制定されている。

気候変動に関する国際連合枠組条約

一般的に気候変動枠組条約と呼ばれる。地球温暖化対策に関する取組を国際的に協調して行っていくため平成4年(1992年)5月に採択され、平成6年(1994年)3月に発効した。本条約は、地球の気候系に対し危険な人為的干渉を及ぼすことにならない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化させることを究極的な目的とした条約で、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施等の各種の義務を課している。

京都議定書

平成9年(1997年)12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において採択されたもので、先進各国の温室効果ガスの排出量についての法的拘束力のある数値目標が決定され、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。平成17年(2005年)2月に発効。

京都議定書目標達成計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、平成17年(2005年)4月に閣議決定され、平成20年(2008年)3月に改定された、京都議定書によるわが国の6%削減約束を達成するために必要な対策・施策を盛り込んだ計画。

グリーンマーク

古紙を再生利用した紙製品につけられるマークのこと。(財)古紙再生促進センターが認定を行う。

クールビズ

冷房時のオフィスの室温を28°Cにした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称のこと。「ノーネクタイ・ノー上着」スタイルがその代表。

高効率設備機器

エネルギーの消費効率に優れた設備機器のことで、従来の設備機器に比べて設備導入にコストがかかる反面、温室効果ガス排出量が少なく、ランニングコストの面で優れている。

江南市環境審議会

環境基本法第44条の規定に基づき、江南市環境基本条例により設置されており、江南市環境基本計画に関する事項及び環境保全等に関する基本的かつ重要な事項について調査審議する。審議会は委員15人以内で組織され、委員は、環境問題について学識経験のある者、各種団体を代表する者等のうちから市長が任命する。

江南市役所環境保全の行動計画(江南エコアクションプラン)

職員一人ひとりが自らの行動に責任を持ち、環境に負荷を与えないよう、また、軽減していくよう全庁的に推進していくものとして、各職場で環境に配慮した行動が日常業務に定着することを目的とし平成12年1月に策定。計画期間は平成12年1月から平成20年3月で、「資源、エネルギーの節約に関すること」、「公共施設の利用管理にあたっての環境配慮に関すること」、「公共施設整備における環境配慮に関すること」、「環境に関する意識の向上に関すること」の4項目を推進。

COP

条約の締約国会議(Conference of the Parties)のこと。地球温暖化対策に関しては、COP3は、平成9年(1997年)12月に京都で開かれた気候変動枠組条約第3回締約国会議のことを示し、COP17は、平成23年(2011年)12月に南アフリカ共和国のダーバンで開かれた気候変動枠組条約第17回締約国会議のことを示す。

コペンハーゲン協定

平成21年(2009年)12月に開催されたCOP15において首脳級での協議等を経て、米中等の主要国が合意した。世界全体の気温の上昇が 2°C 以内にとどまるべきであるとの科学的見解を認識し、長期の協力行動を強化すること、先進国や途上国の削減目標・行動の登録、気候変動対策に取り組む途上国に対する短期資金や長期資金の支援の実施などが盛り込まれている。

ごみ減量「57運動」

焼却場で処理するごみの量が急激に増加した平成9年度からスタートした運動で、平成8年度の市民1人1日当たりの焼却場で処理するごみの量の10%(概ね57g)の減量を目的に、江南市という名前にちなんでいる。

さ行

循環型社会

環境への負荷の低減を図るために、資源やエネルギーのリサイクル、リユースに配慮したシステムを有する社会のこと。わが国では、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる循環型社会形成推進法が平成12年(2000年)6月に制定され、この法律では、循環型社会の定義を「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」としている。

た行

地球温暖化

大気中に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガスが、人類の経済活動によって増加することによって地球全体の気温が上昇する現象のこと。地球温暖化が進む、継続することにより気候や生態系、農業などに対する影響が懸念されている。

地球温暖化係数

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などの各種の温室効果ガスごとに定められる、温室効果の程度を示す値。温室効果を見積もる期間の長さによって変わる。一般的には、100年間の影響を考えた場合の数値が用いられており、この場合は、メタンは二酸化炭素の約20倍、一酸化二窒素は約310倍、フロン類は数百～数千倍となる。

地球温暖化対策の推進に関する法律

京都議定書目標達成計画の策定や、地域協議会の設置等の国民の取り組みを強化するための措置、温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量を算定して国に報告することを義務づけ、国が報告されたデータを集計・公表する「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」等について定めたもの。第20条の3第1項に基づき、都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定することとされている。

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令

地球温暖化対策の推進に関する法律において、温室効果ガスとして定められているハイドロフルオロカーボンとパーフルオロカーボンの具体的な種類、温室効果ガス排出量の算定方法、温室効果ガス排出量の算定に用いる排出係数、地球温暖化係数の数値などについて定めている。

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に定められている、地方公共団体の事務及び事業による温室効果ガス排出量の算定方法について、具体的な算定の対象範囲、方法、留意事項等を示すもの。

低公害車

従来に比べて、窒素酸化物、二酸化炭素といった大気汚染物質の排出や、騒音の発生が少ない自動車のこと。電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車や、低燃費かつ低排出ガス認定車があげられる。

低燃費型車両

少ない燃料でより多くの距離を走行する、燃費の良い車両のこと。国土交通省が自動車の燃料と車両重量ごとに、燃費の基準を定めている。

取り組みチェックシート

職員が本実行計画に掲げる取り組みをどの程度実行できたか、自己評価を行うシート。本実行計画に掲げる具体的な取り組みの中から、取り組む頻度が高いものを評価項目としており、各項目を週ごとに評価する。職員は、ひと月分の評価結果に基づいて、自らの取り組みの反省点や今後の対応策などを検討し、本実行計画を推進していく。

は行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理に係る基準等を定めている。

排出係数

温室効果ガス排出量を算定する際に用いるもので、化石燃料や電気などのエネルギーを使用した場合に、どれだけ温室効果ガスが排出されるかを示す。使用するエネルギーの種類ごとに数値が定められている。「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(最終改正:平成22年3月3日政令第20号)」第3条および第4条に基づいたもの。

ピーディーキーサイクル

Plan／Do／Check／Action の頭文字を揃えたもので、計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→見直し(Action)の流れを次の計画に活かしていくプロセスのこと。

ブラックイルミネーション、クールアース・デー

環境省が実施する、地球温暖化防止のために全国のライトアップ施設の消灯を呼び掛ける「CO₂削減/ライトダウンキャンペーン」の特別実施日のこと。6月21日の夏至の日には「ブラックイルミネーション」、7月7日の七夕の日には「クールアース・デー」と題し、20時から22時に消灯を呼び掛けている。

ま行

緑のカーテン

つる性植物を窓の外にはわせることで、日差しを和らげて、室温の上昇を抑えてくれる自然のカーテンのこと。葉の気孔からの水分蒸発により、体感温度も下がるといわれている。

ら行

リサイクル

廃棄物等を再利用すること。原材料として再利用する再生利用(再資源化)、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル(熱回収)がある。

第二次江南市地球温暖化対策実行計画
平成25年3月

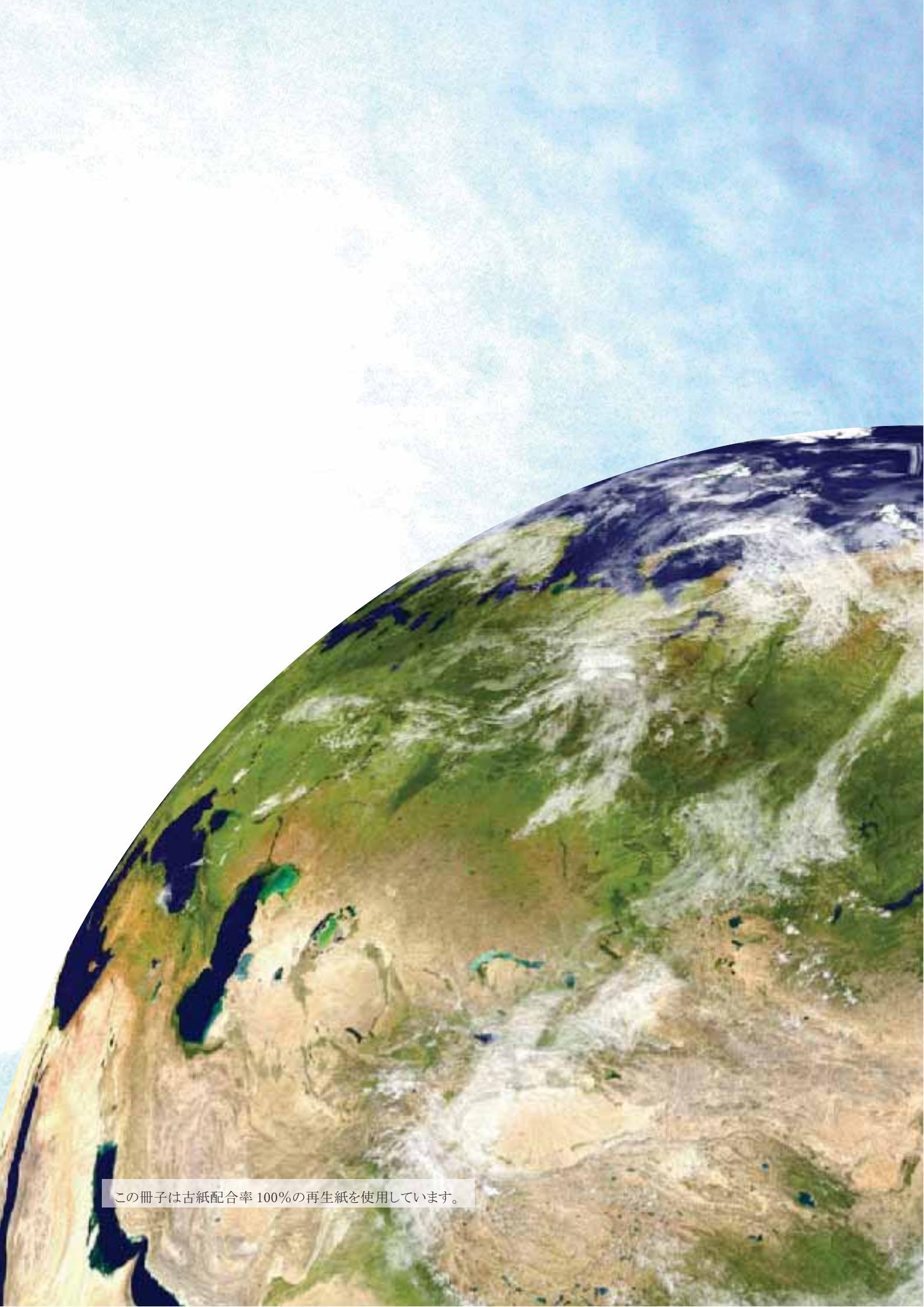
発行 愛知県江南市

編集 生活産業部環境課

〒483-8701 江南市赤童子町大堀90番地

電話(0587)54-1111(代)

(表紙画像: © sato - Fotolia.com)



この冊子は古紙配合率 100%の再生紙を使用しています。